

# 商工会かわら版

NO 33 号 平成 30 年 4 月

●美郷町商工会 TEL:75-0805・FAX:75-1326

大和支所 TEL:82-2132・FAX:82-2953

商工会のホームページ <http://misato.shoko-shimane.or.jp/>

## ★ 持続化補助金申込み受付中！

4月より「小規模企業持続化補助金」の申込みを行っています。小規模企業の持続的発達を促すために作られた国の小規模企業支援施策です。是非ご利用ください。なお事業計画が必要ですのでお早めにご相談ください。

申込締切 H30年4月30日迄（美郷町商工会）

経営計画書が必要です。商工会では計画書の作成のアドバイスをさせていただきます。

採択時期 7月中旬予定

補助金の内容

補助率 補助対象経費の3分の2以内

補助上限 50万円（事業計画書 必須）

※採択決定前に購入したものや実施済みの事業については補助対象外となります

※その他詳細については商工会 藤原・陶山 まで

## ★島根県西部地震の会員被害について

商工会では平成30年4月9日未明発生の地震について先日より被害調査を行っております。

4月10日現在、商工会にご報告いただきました会員の被害状況は以下のとおりです。

◇壁・瓦等建物の破損	8件
◇道路の亀裂や傾斜	1件
◇水道管・ボイラー等設備破損	2件
◇食器や商品等の破損（落下含む）	5件

現在いただいたご報告の中では幸い人的被害はございませんでした。

なお、この被害内容は町と県と商工会連合会にもご報告させていただいております。

※商工会では本災害に関する特別相談窓口を設置しております。

## ★平成30年度中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業



出産による離職率の低減と、子育て環境の充実支援 出産後職場復帰の促進に取り組む事業者の支援を目的とした事業です。

### 対象

産休前、少なくとも2ヶ月以上勤務している従業員（常勤従業員のほか、パート従業員など、就労勤務形態は問いません）

※申請人数の制限はございませんが、個人事業主との同居親族や、会社役員については原則として対象外となります。

### 申請可能期間

職場復帰した後、3ヶ月以上の就労が確定した日の翌日から1年間

### 支給される奨励金について

育児休業取得月数が

- ① 17ヶ月以上の場合：40万円の支給
- ② 3ヶ月以上17ヶ月未満の場合：20万円の支給
- ③ 3ヶ月未満の場合：10万円の支給

（③は産休終了後、育休なしで復職した場合も含む。）

※その他詳細については商工会までお問合せ下さい

## ★ 経営指導員の異動について

前経営指導員 中原忍は3月31日をもって美郷町商工会を退職し、新たに4月1日より陶山雅徳が経営指導員として着任致しました。

ご挨拶

本年度より、前任の中原忍経営指導員の後任を勤めさせていただきます陶山雅徳と申します。

本年3月までは雲南市商工会の職員として勤め、この度の異動で4月より美郷町商工会でお世話になることになりました。

経営指導員としては美郷町が初めての赴任地となります。知識と経験に乏しく、至らぬ点もあろうかと思いますが、会長をはじめ役員諸氏の指導協力のもと会員の皆様の経営発展の一助となるべく努めてまいりますので、前任同様にご指導ご鞭撻賜りますようお願いいたします。

失礼ながら、先ずはこの紙面をお借りし、着任のご挨拶を申し上げます。